

# 関ヶ原町ひとり親等応援手当ご案内



関ヶ原町では、児童扶養手当を受給する方を対象に、生活の安定の向上と児童の健全な育成を図ることを目的に「関ヶ原町ひとり親等応援手当」を支給し、ひとり親世帯等の生活を応援します。

## 支給対象者

関ヶ原町内に居住するひとり親世帯等で、児童扶養手当を受給している方(児童扶養手当の全部について支給制限が行われている場合を除く)

## 対象児童

関ヶ原町内に居住する0歳から18歳までの児童

## 支給年額

**27,000円(月額2,250円)**

支給対象児童2人目以降は、年額12,000円になります。

例：支給対象児童が3人の場合

$$\begin{array}{ccccccc} 27000 & + & 12,000 & + & 12,000 & = & 51,000\text{円} \\ \text{(1人目)} & & \text{(2人目)} & & \text{(3人目)} & & \end{array}$$

## 支給方法

7月、11月、3月の年3回、4ヶ月分をまとめて支給します。  
(支給状況については通帳記帳にてご確認ください)

## 申請方法等

- ・児童扶養手当の支給認定後、担当課からご案内します。
- ・申請内容に変更があった場合は、変更届等の提出が必要になりますので、すみやかに担当課へご連絡ください。
- ・申請後、児童扶養手当の全部について支給停止が行われた場合、その期間手当は支給停止になります。
- ・その他不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

### 担当窓口

関ヶ原町役場 住民課  
児童福祉係 43-1113

